

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		建築物 用途変更
根拠法令等及び条項		建築基準法第87条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	建築基準法第6条第4項
	設定等年月日	昭和25年10月25日施行 令和7年4月1日施行（現行）
	標準処理期間	35日以内（建築基準法第6条第1項第1号又は第2号に於ける建築物）
審査 基準	根拠条項	建築基準法第87条
	参考事項	建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法規則、関連告示、通達、例規、関係法令
	設定等年月日	昭和25年11月23日施行 令和7年4月1日施行（現行）
	<p>【 基 準 】</p> <p>建築基準法 （用途の変更に対するこの法律の準用）</p> <p>第87条 建築物の用途を変更して第6条第1項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）においては、同条（第3項、第5項及び第6項を除く。）、第6条の2（第3項を除く。）、第6条の4（第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第7条第1項並びに第18条第1項から第4項まで及び第15項から第20項までの規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「建築主事等の検査（建築副主事の検査にあっては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。第7条の3第1項において同じ。）を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事等（当該用途の変更が大規模建築物に係るものである場合において、建築主事）に届け出なければならない」と読み替えるものとする。</p> <p>2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第48条第1項から第14項まで、第51条、第60条の2第3項及び第68条の3第7項の規定並びに第39条第2項、第40条、第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで、第60条の2の2第4項、第60条の3第3項、第68条の2第1項及び第5項並びに第68条の9第1項の規定に基づく条例の規定を準用する。</p> <p>3 第3条第2項の規定により第27条、第28条第1項若しくは第3項、第29条、第30条、第35条から第35条の3まで、第36条中第28条第1項若しくは第35条に関する部分、第48条第1項から第14項まで若しくは第51条の規定又は第39条第2項、第40条、第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで、第68条の2第1項若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例の規定（次条</p>	

第1項において「第27条等の規定」という。)の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

- (1) 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合
  - (2) 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合
  - (3) 第48条第1項から第14項までの規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合
- 4 第86条の7第2項(第27条又は第35条(階段等に関する技術的基準に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)及び第86条の7第3項(第28条第1項若しくは第3項、第29条、第30条、第35条(廊下等に関する技術的基準に係る部分に限る。)、第35条の2、第35条の3又は第36条(居室の採光面積に係る部分に限る。以下この項において同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、第3条第2項の規定により第27条、第28条第1項若しくは第3項、第29条、第30条、第35条(階段等に関する技術的基準及び廊下等に関する技術的基準に係る部分に限る。)又は第35条の2から第36条までの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第86条の7第2項及び第3項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「第3条第3項」とあるのは「第87条第3項」と読み替えるものとする。